

嘉手納町一般介護予防事業業務 委託及びプロポーザル実施要領

1. 趣旨

高齢者が、介護予防に関する知識や方法を学び事業終了後も自主的に活動していくことで、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援することを目的とする。今回、本事業を効率的に行い、本町の介護予防事業の拡充を図るため、委託事業者の募集を行う。

2. 業務名

一般介護予防事業 元気アップ塾

3. 業務委託期間

契約締結日～令和3年3月31日

4. 委託事業内容

別紙「仕様書」のとおり

5. 委託料について

委託金額は3,751千円以内（消費税込み）とします。

6. 参加資格

本業務に係る次に掲げる条件のすべてに該当し、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者とします。

- (1) 沖縄県内に本社または事業所を有し、沖縄県内で事業を展開するもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 嘉手納町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。
- (4) 破産法に基づく、破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てを行っていないこと。
- (6) 業務担当者の専門知識及び業務執行能力に優れていること。
- (7) 介護予防事業への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。
- (8) 嘉手納町及びその他の行政機関から指名停止措置を受けていないこと。

* 指名通知時点または参加意思確認時点において参加資格を有する場合であっても、契約締結までの間に参加資格を喪失することになった場合は、契約を締結しない。

7. 応募手続き等

(1) スケジュール

令和2年5月19日（火）14時

応募書類配布開始

令和2年5月22日（金）12時

質問事項提出期限

令和2年5月25日（月）17時	質問に対する回答
令和2年5月29日（金）14時	企画提案書の提出期限
令和2年6月5日（金）	一次審査（書類選考）
令和2年6月5日（金）（予定）	一次審査結果通知（予定）
令和2年6月9日（火）（予定）	二次審査（プレゼンテーション）
令和2年6月11日（木）（予定）	契約締結

（2）実施要領等の配布

嘉手納町役場福祉課 地域包括支援係（地域包括支援センター）窓口にて直接受け取りとします（嘉手納町役場 588 番地 嘉手納町役場 1 階）。

受取簿にご記入いただきますので、来所される方の認印をご持参下さい。

8. 実施要領等に対する質問の受付及び回答

本実施要領の内容に不明な点及び質問等がある場合は、質問書を提出して下さい。

- （1） 提出期限：令和2年5月22日（金）12時まで
- （2） 提出場所：嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係
嘉手納町字嘉手納 588 番地
TEL：098-956-0849
- （3） 提出方法：別添の質問書（様式6）により、直接持参又は電子メールにて提出
- （4） E-mailアドレス：chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp
- （5） 回答方法：質問に対する回答は、令和2年5月25日（月）17時までに企画提案参加業者全てに電子メールにて行う。

9. 企画提案書等の提出

企画提案（プロポーザル）に関して提出する書類等（以下、「企画提案書等」という。）は、嘉手納町役場福祉課地域包括支援係に持参するものとし、令和2年5月29日（金）14時を締切りとします（なお、期間中の土日を除く午前8時30分から午後5時15分までとします）。

【提出書類】

- （1） 企画提案書提出届（様式1）
- （2） 会社概要書（様式2）
※企業・団体・法人パンフレットがあれば添付すること。
- （3） 業務経歴書（様式3）
- （4） 配置予定指導者（様式4）
- （5） 企画提案書（様式5-1、様式5-2）
- （6） 実施内容（様式6-1、様式6-2）
※提出は1業者1提案とし、提出部数は6部（正本1部、副本5部）とする。
- （7） 見積書（任意様式）総額の提示及び内訳を添付すること。
- （8） 企画提案書提出意思表明書

1 0. 企画提案書等の取扱いについて

- (1) 企画提案書等は、この要領に認めるものを除き、変更又は取り消しができないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
- (7) 応募した企画提案（プロポーザル）の著作権は、その応募者に帰属する。
- (8) 採用した企画提案（プロポーザル）の使用権は、嘉手納町に帰属する。
- (9) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出することとする。

1 1. 選定方法

プロポーザル方式（企画提案書及びプレゼンテーションによる選考）

- (1) 一次審査にて書類審査を行い、一次審査を通過した者に対して、二次審査にてプレゼンテーションによる審査を行う。
- (2) 嘉手納町介護予防・日常生活支援総合事業委託事業者選定委員会（以下、「委託事業者選定委員会」という。）において企画提案（プロポーザル）による採点審査を行い、委託契約締結業者を選定する。
- (3) 審査は次の着眼点により、総合的に評価して行うものとする。
 - ア. 業務実績
 - イ. 業務実施体制（個人情報保護の取り組み、従事する職員体制等）
 - ウ. 費用（見積額）
 - エ. 企画提案による評価
 - オ. プレゼンテーションの内容 等

1 2. 一次審査内容及び結果の通知

次のア.～ウ.の項目により委託事業者選定委員会が採点・審査を行い、速やかに審査結果を通知する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

ア. 業務経歴・・・・・・・・・・・・・・配点：10／130

イ. 実施体制・・・・・・・・・・・・・・配点：40／130

ウ. 企画提案の内容・・・・・・・・・・・・・・配点：80／130

合格基準点は、概ね 80 点以上とし、合格基準点に満たない場合は、選定しないものとする。

応募事業者が一者の場合も同じ評価を行うものとする。

なお、応募事業者が三者以上の場合は合格基準点を満たした上位二者のみを選定し、二次審査のプレゼンテーションを行うこととする。

1 3. 二次審査内容及び結果の通知

- (1) プレゼンテーション実施日令和2年6月9日(火)の詳細については、後日連絡する。
- (2) プレゼンテーションの発表内容は提案書の企画提案内容を予定している。詳細は後日連絡する。
- (3) プレゼンテーションの順番については、企画提案書受付の順番とする。
- (4) 企画提案は、書面またはパワーポイント等により実施し、主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。
- (5) プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とする。その後10分以内で質疑応答を予定
- (6) 各参加業者のプレゼンテーション終了後、次のア.の項目により委託事業者選定委員会が採点・審査を行い、イ.の一次審査の点数を加点した上で総合的に審査を行う。審査後は速やかに審査結果を通知する。
審査結果に対する異議申し立ては受理しない。
ア. プレゼンテーション及びヒアリング内容・・・・・・配点：70/200
イ. 一次審査の点数(書類審査)・・・・・・配点：130/200
なお、平均得点が最も高いものが複数の場合は、同点の提案を対象に協議を行い、選定することとする。
応募事業者が一者の場合も同じ評価を行うものとする。

1 4. 委託契約の締結権

委託事業者選定委員会にて選定した業者と委託契約を締結します。ただし、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を委託予定業者とします。

※ 契約内容及び金額については、選定業者の提案事業内容、見積書を精査し、双方協議の上決定します。

1 5. 受託者の責務

(1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはなりません。

また、業務実施に際してはコンサルタントとしての中立を遵守して下さい。

(2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできません。

1 6. 担当課及び質問、企画提案書等提出先

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 福祉課 地域包括支援係 担当：宮國・大塚

(T E L) 098-956-0849

(F A X) 098-956-0843

(E-mail) chiikihokatsu@town.kadena.okinawa.jp